

I 計量証明事業登録制度の概要

1 計量証明事業の登録制度

「計量証明の事業」とは、長さ、質量、面積、体積、熱量、濃度、特定濃度、音圧レベル及び振動加速度レベルに係る物象の状態の量を公にまたは業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明する事業をいいます。

これらの事業のうち「長さ、質量、面積、体積、熱量の計量証明」を「一般計量証明事業」、「濃度、特定濃度、音圧レベル及び振動加速度レベルの計量証明」を「環境計量証明事業」といい、便宜上、区別しています。

計量証明の事業を行おうとする者は、物象の状態の量を計量証明する事業の区分に従い、事業所（継続的に、かつ、反復して行う事務所等を含む）ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければなりません。

＜計量法（以下、法）第 107 条＞

但し、国又は地方公共団体が計量証明の事業を行う場合及び次に掲げる他の法律で認可、登録、指定を受けている者は、計量法に基づく事業の登録を受けることなく、当該事業に係る分野の計量証明の事業を行うことができます。

＜計量法施行令（以下、法施行令）第 27 条＞

- (1) 労働災害防止団体会法（昭和 39 年法律第 118 号）第 19 条の規定に基づく厚生労働大臣の認可を受けた者（特別民間法人中央労働災害防止協会）
- (2) 下水道事業センターの一部を改正する法律（昭和 50 年法律第 41 号）による改正前の下水道事業センター法（昭和 47 年法律第 41 号）第 10 条第 1 項の規定に基づく国土交通大臣の認可を受けた者（地方共同法人日本下水道事業団）
- (3) 作業環境測定法（昭和 50 年法律第 28 号）第 33 条の規定に基づく作業環境測定機関
- (4) 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 57 条の規定に基づく環境大臣の指定を受けた者（指定検査機関）

また、環境計量証明に係る「物象の状態の量」は次のとおりです。

- ① 大気（大気中に放出される気体を含む）、水又は土壌中の物質（水底のたい積物を含む）の濃度
- ② 音圧レベル（計量単位令別表第 2 第 6 号の聴感補正に係るものに限る）
- ③ 振動加速度レベル（計量単位令別表第 2 第 7 号の感覚補正に係るものに限る）

＜法施行令第 28 条＞

ただし、次に掲げるものは該当しません。

- ① 大気：建築物内の空気
- ② 水：飲料水
- ③ 水又は土壌：肥料、鉱物、重油、産業廃棄物（土壌と一体化しているもの以外）
- ④ 濃度：風速（速さ）、温度、濁度、透明度、電気伝導率、色度、臭気、石綿濃度、大腸菌群数

【罰則】

法第 107 条の規定に違反したときは、1 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科されます。＜法第 170 条＞

法第 170 条又は第 172 条から第 175 条までの規定（法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して）に違反したときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても法第 170 条又は第 172 条から 175 条の罰金が科せられます。＜法第 177 条＞

2 計量証明事業の区分

計量証明事業のうち、環境に係る区分は以下の4区分です。

- ① 濃度（大気、水又は土壌中の物質の濃度で特定濃度区分のものを除く）
- ② 特定濃度（大気、水又は土壌中のダイオキシン類の濃度）
- ③ 音圧レベル
- ④ 振動加速度レベル

3 計量証明事業登録の基準

登録を受けるには、次の要件を満たすことが必要です。

<法第109条、施行令第28条の2、計量法施行規則（以下、法施行規則）第40条、第41条、別表第4>

- (1) 計量証明設備の設置
計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置が省令で定める一定の基準（性能、数量等）に適合すること。
- (2) 環境計量士等（計量管理者）の配置
事業の区分に応じた環境計量士を必ず1名以上計量管理者として配置し、以下の計量管理を実施できる立場におくこと。
 - ① 計量器の整備
 - ② 計量の正確の保持
 - ③ 計量方法の改善
 - ④ 適正な計量の実施を確保するために必要な措置

環境計量士が計量管理者として一人で二つ以上の事業所を受け持つことは原則として認めません。
<法施行規則第40条、通商産業省告示第549号>

- (3) 特定計量証明認定機関による認定（特定濃度区分のみ）
特定濃度区分で登録する場合、事前に特定計量証明認定機関（以下、認定機関）による認定が必要となります。詳細について以下の認定機関にお問い合わせください。
⇒(独)製品評価技術基盤機構 認定センター(NITE) 中部認定事務所(TEL:052-951-1932)

4 計量証明事業登録の欠格事項

つぎの事項に該当する者は、法第107条の登録を受けることができません。

<法第92条第1項（法第114条準用）>

- (1) この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- (2) 法第113条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から1年を経過しない者
- (3) 法人であって、その業務を行う役員のうち(1)及び(2)に該当するものがある者

Ⅱ 計量証明事業登録の申請

1 計量証明事業登録申請書の作成

登録を受けようとする者は、下記の事項を記載した「計量証明事業登録申請書（様式第 60）」（P32）を作成し、当該事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければなりません。

＜法第 108 条、法施行規則第 39 条＞

《計量証明事業登録申請書(様式第 60)の記載事項》

- (1) 登録の有無、登録の年月日及び登録番号
 - ・既に計量証明事業を登録されている場合は、その区分及び登録番号
 - ・新規の場合は「無」
- (2) 事業の区分
法施行規則第 38 条、別表第 4 の第 1 欄の区分により記入してください。
 - ① 濃度区分の場合
 - ・濃度（大気中の物質の濃度に係る事業）
 - ・濃度（水又は土壌中の物質の濃度に係る事業）
 - ② 特定濃度区分の場合
 - ・特定濃度（大気中のダイオキシン類の濃度に係る事業）
 - ・特定濃度（水又は土壌中のダイオキシン類の濃度に係る事業）
 - ③ 音圧レベル区分の場合
 - ・音圧レベル
 - ④ 振動加速度レベル区分の場合
 - ・振動加速度レベル
- (3) 事業所の所在地
事業所の所在地を記入してください。
また、事業所に名称があれば括弧書きで記載してください。
- (4) 計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置の名称、性能及び数
法施行規則第 40 条第 1 項、別表第 4 の第 2、3 欄を参考に記載してください。
- (5) 計量証明事業に係る業務に従事する環境計量士等（計量管理者）の氏名及び職務内容（法施行規則第 40 条第 2 項、第 3 項、別表第 4 の第 4 欄）
 - ① 事業区分に応じた環境計量士の氏名及び登録番号又は事業区分に応じた知識経験を有する者の氏名
 - ② 環境計量士等（計量管理者）の職務内容

2 計量証明事業登録申請書に添付する書類

登録申請書に記載された内容の事実を確認するため、次の書類を添付してください。

《添付書類》

- (1) 登記事項証明書（法人）交付の日から 3 か月以内のもの
- (2) 計量証明事業に係る計量管理を行う環境計量士の「計量士登録証」の写し
- (3) 事業所までの交通機関等の案内図（最寄駅からの略図等）
- (4) 計量証明用設備の設置（保管）場所及び分析室の平面図
- (5) 計量証明用設備のうち特定計量器にあつては、指定検定機関（（一財）日本品質保証機構：JQA）が発行する「検定済証」又は指定製造事業者が発行する「基準適合検査済証」の写し

- (6) 計量証明事業登録申請に係る手数料
1件（1事業区分）につき、53,800円（愛知県収入証紙）
愛知県収入証紙は愛知県内の県事務所、保健所、市役所、区役所、町役場等で販売しています。愛知県計量センターでは販売していません。
- (7) 計量証明事業規程（案）
「IV－1 事業規程の作成及び提出」（P5）および「参考Ⅱ 事業規程（参考例）」（P13）を参考にして案を作成してください。
- (8) 特定計量証明認定機関が発行した、法施行規則第49条の5第1項に規定する認定証の写し（特定濃度区分のみ）

Ⅲ 計量証明事業登録の手順

1 登録申請書の提出（書類審査）

必用書類等を提出した後、書類審査を行ったうえで申請書が受理されます。

《確認事項》

- (1) 登録申請書に必要事項が記載されていること
- (2) 関係書類が添付されていること
- (3) 手数料が納付されていること

2 登録申請書に係る事業所の調査（現地調査）

申請事業所にて、当該事業に係る責任者及び環境計量士等（計量管理者）の立会いのもとに、登録申請書に記載されている事項等について確認調査を行います。

《確認事項》

- (1) 申請された所在地に事務所が存在すること
- (2) 計量管理者（環境計量士等）の職務及び役割（職務権限等）が明確にされていること
- (3) 計量証明事業の事業区分に沿って届け出た設備（特定計量器その他の器具、機械又は装置）を設置していること
- (4) 計量証明に必要な分析室は分析等を行う十分な広さがあり、明るさ、温度、湿度、振動等の影響がないこと

3 登録及び登録証の交付

書類審査及び現地調査の結果、登録申請書に記載された事項、内容等に相違がないとみとめられるときは法第107条の登録を行います。

登録された計量証明事業者には、下記の事項を記載した「計量証明事業登録証」を交付します。
＜法施行規則第4条＞

- (1) 登録の年月日及び登録番号
- (2) 氏名又は名称及び住所
- (3) 事業の区分
- (4) 事業所の所在地

なお、通常では申請書の受理から計量証明事業登録証の交付まで現地調査を含めると2週間以上要します。